長時間労働医師面接指導結果及び意見書

面接指導結果・面接指導実施医師意見										
计色老氏点						所属				
対象者氏名					生	年月日		年	月	日
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の項目)										
睡眠負債の状況	(低) 0 1 2 3 (高) (本人報告·睡眠評価表) (特記事項)									
疲労の蓄積の状態	(低) 0 1 2 3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト)(特記事項)									
その他の心身の状況										
本人への指導内容 及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)										
	就業上の措置は不要です									
	以下の心身の状況への対処が必要です(○で囲む) 専門医受診勧奨 · 面談を含む産業医連携 · その他(特記事項へ記載)									
以下の勤務の状況への対処が必要です(○で囲む) 上司相談 · 面談を含む産業医連携 · その他(特記事項へ記載)										
(特記事項)										
面接実施年月日	年	Ē ,	———— 月	日						
面接指導実施医師	(所属)				(氏:	名)※署名	等			

_ _ 面接指導実施医師は、この点線上まで記載した段階(管理者が「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」を _ 記載する前)で、本書面を被面接医に渡してください。

面接指導実施医師意見に基づく措置内容(管理者及び事業者が記載)									
措置の必要性(有		無)					
						決定日:	年	月	日
						/	·		_

確認欄(署名等)※提出を受けた医療機関で記載してください。							
医療機関名							
(管理者)	(事業者)						

(裏面)

〇特定対象医師以外の医師(いわゆるA水準の医師)について、時間外・休日労働時間100時間以上となった後、遅滞なく面接指導を行った場合は、以下の点を医療機関で記載してください。

面接指導対象医師の状況								
面接指導の対	対象となる勤務月	年 月分		面接指導の希望	有・無			
前月の時間外	h·休日労働時間		時間	回按相等の布主	有·無			
直近2週間の1日平均睡眠時間(睡眠負債の状況を評価する質問紙の結果) ※該当するものに〇をつける								
7時間以上 ・ 6時間以上7時間未満 ・ 5時間以上6時間未満 ・ 5時間未満								
労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストの結果 ※該当するものに○をつける								
自覚症状	I · П ·	Ⅲ · Ⅳ	疲労蓄積度	0 · 1 · 2 · 3	· 4 · 5 · 6 · 7			

[※]上記に記録をしない場合は、当該内容が分かる資料を本書と併せて保管してください。

留意点

- ① 面接指導実施医師は、本書表面の点線上まで記載した段階(管理者が「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」を記載する前)で、本書面を被面接医に渡してください。
- ② 被面接医は、自身が勤務する全ての医療機関の管理者に本書面を提出してください。
 - ※ 被面接医から依頼があれば、被面接医に代わって、面接指導実施医師が、被面接医の勤務する 医療機関の管理者に直接本書面を提出することも可能です。
 - ※ 被面接医からの依頼があれば、被面接医に代わって、主たる勤務先の管理者(事務部門)が 副業・兼業先に本書面を提出することも可能です。
- ③ 管理者は、本書面受領後、内容を確認した上で、「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」及び「確認欄」(署名等は管理者部分のみ)を記載し、署名等をしたものを被面接医に渡してください。被面接医は、当該書面を事業者に渡してください。
 - ※ 被面接医から依頼があれば、被面接医に代わって、管理者が、事業者に直接本書面を提出すること も可能です。
- ④ 事業者は、本書面受領後、内容を確認し、「確認欄」の事業者部分に署名等を行った上で、管理者による措置に加えて更に被面接医に労働時間の短縮等の措置を講ずる必要がないか検討してください。事業者は、管理者による措置に加え、別途措置を講ずる必要があると判断した時は、その措置の内容を「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」に記載してください。
- ⑤ 本書面を、管理者と事業者は5年間保存してください。
 - ※「管理者」とは、医療法に規定する病院・診療所の管理者を、「事業者」とは、労働安全衛生法に 規定する「事業を行う者で、労働者を使用するもの」を指します。

医療機関の事務手続き上、被面接医または面接指導実施医師から、管理者ではなく、医療機関の事務 部門が本書面を受け取る場合、管理者・事業者への確認等(③~⑤)は、その事務部門を介して行うことができます。具体的には、院内であらかじめ取り決めた上で、院内関係者に周知をするなど、各医療機関に おいて適切に運用してください。